

令和7年4月1日から、JRグループで精神障害者割引制度が導入されます。

対象者：精神障害者保健福祉手帳を所持されている方

(利用の条件)

- 1 手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の区分（第1種、第2種）が記入されていること。
 - 2 手帳に顔写真が貼付されていること
 - 3 手帳の有効期限内であること
- ・ 現在、精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の区分」欄を追加するよう準備を進めており、令和7年3月以降に交付される精神障害者保健福祉手帳について適用する予定です。

旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額の区分	精神障害者保健福祉手帳 等級
第1種	1級
第2種	2級及び3級

- ・ 令和7年4月からJRの割引制度利用を希望される方については、令和7年1月24日（金曜日）までに市町村役場の窓口で再交付申請をしてください。

再交付申請に必要な書類

再交付申請書

写真（縦4cm×横3cm）

上記の期限後に再交付申請を提出された場合も順次再交付の手続きを進めますが、発行までに1か月から2か月程度時間がかかりますので、早めの申請をお願いいたします。

なお、JRグループの割引制度の利用のために必要な方について再交付申請を行っていただくものであり、割引制度のご利用の予定がない方は特に手続きの必要はございません。更新等の際に新手帳を発行するときに、順次新しい様式に変更させていただきます。

- ・ また、手帳の有効期限が切れている場合は、更新申請又は新規申請が別途必要になりますのでご注意ください。

(参考) JRグループの精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合

① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

② 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5割

(2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※ 乗車券類をお買い求めの際及び列車をご利用の際は、必ず精神障害者保健福祉手帳を携行いただき、係員から求められた場合はご提示ください。